

編入学規程

(平成 29 年 8 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学編入学規程

平成 22 年 8 月 3 日

大学規程第 9 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）学則第 22 条に基づき、本学の編入学に関し必要な事項を定める。

(実 施)

第 2 条 編入学試験の実施は、教授会に諮り、学長が行う。

(入学資格)

第 3 条 編入学により入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、相当単位を取得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (3) 高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (4) 大学に 1 年以上在学し、30 単位以上を修得した者又は修得見込みの者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者又は修了見込みの者で、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者
- (6) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者又は修了見込みの者
- (7) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者又は修了見込みの者

(入学年)

第 4 条 編入学の学年は 2 年次とする。

(出願)

第 5 条 編入学を希望する者は、所定の期日までに次の各号に定める書類に別表に定める検定料を添えて、願い出なければならない。

- (1) 編入学願書（本学所定のもの）
- (2) 成績証明書
- (3) 3ヶ月以内に撮影した写真
- (4) 入学資格を有することの証明書

（入学許可）

第6条 編入学を希望する者の入学許可は、学力検査・面接試験，その他の方法によって選抜を行い，教授会に諮り，学長が行う。

2 入学の許可は学期の始めにおいて行う。ただし，学期始めは，毎年4月1日とする。

（授業料等）

第7条 編入学を許可された者は，別表に定める授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

（学則，その他の規程の準用）

第8条 編入学生については，この規程に定めるもののほか学則その他本学の諸規程を準用する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月10日大学規程第4号）

この規程は，平成26年4月1日から施行し，平成27年度編入学生から施行する。

附 則（平成26年5月26日大学規程第3号）

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月21日大学規程第53号）

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月1日大学規程第4号）

この規程は，平成29年8月1日から施行し，平成30年度入学試験から適用する。

別表 納付金（第5条、第7条関係）

専攻名	入学金	授業料	実習費	年額（単位 円）	
				施設・設備 充実費	入学検定料
理学療法学 専攻	140,000	1,150,000	170,000	250,000	10,000
作業療法学 専攻	140,000	1,150,000	170,000	250,000	10,000
言語聴覚学 専攻	140,000	1,150,000	170,000	250,000	10,000

ただし、入学金は、入学時のみとする。